

小田原市営住宅条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

入居者の利便性の向上を図るために浅原住宅において駐車場の整備を行うことに伴い、小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正するものです。

2 改正の内容

入居者が使用することができる駐車場に、浅原住宅駐車場（小田原市曾比3,200番地）を追加することとします。（別表第2）

3 施行年月日

令和2年10月1日